

○山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会設置要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 3 日 〕
〔 例規甲（生企犯）第136号 〕

山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会設置要領

第1 設置

警察本部に、山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、犯罪抑止総合対策を推進し、社会の規範意識の向上と地域社会の連帯感及び絆の強化等真に犯罪が起きにくい社会を実現するため、必要な対策を総合的に検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 生活安全部長

委員 総務室長

警務部長

首席監察官

刑事部長

交通部長

警備部長

警察学校長

第4 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員会の庶務は、生活安全部生活安全企画課において処理する。
- 5 1から4までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

第5 部会

- 1 委員会には、委員長が指定する専門の事項ごとに、部会を置く。
- 2 部会は、委員長が指定する専門の事項を調査審議し、その結果を委員会に報告す

る。また、部会において必要と認めて審議した事項についても同様とする。

3 部会に部会長、副部会長及び部会員を置く。

4 部会の庶務は、当該調査審議事項を主管する所属において処理する。

5 部会の名称、構成及び部会の推進事項は、別表のとおりとする。

6 1から5までに定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

第6 ワーキンググループ

1 部会長は、部会を補佐し、委員長が指定する専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

別表

部会名	構 成	推進事項
生活安全 部会	部 会 長 生活安全部長 副部会長 生活安全部参事官 委 員 生活安全企画課長 地域課長 人身安全・少年課長 保安課長 サイバー犯罪対策課長 部会長が指名する者 事 務 局 生活安全企画課	1 重層的ネットワークの整備 (1) 被害者類型に応じたネットワークの整備 (2) 罪種に応じたネットワークの整備 (3) 既存ネットワークの活性化 (4) 新たなネットワークの構築 2 社会の規範意識の向上と絆の強化 (1) ゲートウェイ犯罪に対する総合的抑止対策 (2) 社会の秩序を乱す違反及び犯罪に対する積極的な対応 (3) 性犯罪前兆事案に対する対策 (4) サイバー空間におけるマナー向上のための広報啓発活動 (5) 少年の規範意識の向上及び少年を取り巻く絆の強化 (6) 防犯カメラの設置拡充 (7) 防犯ボランティア活動の活性化 ア 防犯ボランティアへの現役世代の参加促進 イ 活動内容の充実 ウ 財政基盤の充実
刑事部会	部 会 長 刑事部長 副部会長 刑事部参事官 委 員 刑事企画課長 捜査第一課長 捜査第二課長 組織犯罪対策課長 機動捜査隊長 部会長が指名する者 事 務 局 刑事企画課	1 ゲートウェイ犯罪等（自転車盗、オートバイ盗、部品盗、器物損壊及びひったくり）の徹底検挙 2 若者の薬物事犯の徹底検挙と薬物乱用防止のための啓発広報 3 電話詐欺助長犯罪の徹底検挙
交通部会	部 会 長 交通部長 副部会長 交通部参事官 委 員 交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 部会長が指名する者 事 務 局 交通企画課	1 交通街頭活動等の積極的な推進 (1) 積極的な交通指導取締りの推進 (2) 歩行者及び自転車利用者の違反行為等に対する指導・警告の徹底 2 規範意識の向上に資する交通安全教育の推進 (1) 対象に応じた参加・体験型の交通安全教室の開催 (2) 高齢者世帯に対する交通安全指導等の実施 3 交通関係ボランティア団体等の関係機関・団体との連携の強化